

## 移動支援事業者説明会 質疑応答

8月2日、10日に開催した移動支援・通学支援の事業統合に伴う説明会の中で、事業者様からいただいた質問への回答を以下に掲載いたします。

Q. 移動支援事業の協定しか締結していませんが、移動支援の協定のみで通学支援の提供もできるようになるという認識で合っていますか。

A. ご認識の通りです。事業統合後からは通学支援も提供可能となります。

Q. 現在通学支援を利用している方の新しい受給者証は10月に送付されるということですが、受給者証が届く前に通学支援の利用の希望があった場合、支給決定時間数はどうやって確認したらよいのでしょうか。

A. 8月中には、区から保護者の方へ支給決定時間数の連絡をする予定です。そのため、支給決定時間数については、保護者の方から事業者様へ口頭で伝えてもらうこととなります。

Q. 算定は30分単位とされていますが、何分利用があれば30分として請求できますか。

例えば、1時間の利用予定が、電車遅延等で1時間10分の利用になった場合、どう請求したらよいですか。

A. 例の場合、1.5時間で請求いただくこととなります。

Q. 請求に関する書式などが10月より変わるとのことですが、変更後の書式が台東区のホームページにアップされる時期はいつ頃になりますか。

A. 10月はじめ頃に掲載する予定です。それよりも早く欲しい事情がある場合は、障害福祉課給付担当まで個別にご連絡ください。

Q. 移動支援事業の「身体介護なし」の単価は上がらないのでしょうか。

A. 今回の変更ではあくまで通学支援の単価が現行の移動支援の単価に統一されることとなりますので、現行の移動支援の単価自体は変わりません。(移動支援の単価は障害福祉サービスの通院等介助の単価にあわせています。)

Q. サービス提供時間が30分未満の場合、最低何分以上の提供であれば請求可能でしょうか。

A. 台東区の場合、移動支援は最低20分以上、通学支援は最低10分以上としています。ただし、特段の事情がある場合には、事前にご相談ください。